

**秋田県公安委員会告示第24号**

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、秋田県暴力追放運動推進センターである公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の名称の変更について、次のとおり届出を受けたことから、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和7年3月25日

秋田県公安委員会委員長 渡部 克宏

1 名称の変更

変更前	変更後
公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議	公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター

2 変更年月日

令和7年4月1日